との要請) の全庁的な支援体制を整備するこ

④財政上の措置(合併後の財政需要

位とする多様な仕組みの検討) 意向がより反映されるよう、地域 意向がより反映されるよう、地域

## 最終報告

>地方税財源問題の経緯と委員会の第1章 第1次分権改革を回顧して(抄:市町村合併関係部分等)

(前晔)

極的に推進するためにも、 であり、市町村の自主的な合併を積 状の下では、合併の是非を決断しが 政の将来像が依然として不透明な現 かには、分権型社会における地方財 かしながら、市町村関係者たちのな 手としてふさわしい行政体制の整備 併の推進により、新しい時代の担い 分権時代の行政の主役である市町村 国各地で続けられてきており、地方 るだけ早期に始める必要がある。 の将来像をめぐる具体的論議をでき においては、引き続き、自主的な合 たいとする声が少なくないのも事実 に努めることが強く期待される。 な合併を推進しようとする努力が全 他方、この間に、市町村の自主的 地方財政

取捨選択の方途を地域住民に問いか責任を果たしつつ、行政サービスの明性を高め、地域住民に対する説明民に向け直し、地方自治の運営の透

その判断に基づいて、歳出の徹

Ⅵ地方公共団体の関係者及び住民へ

(前略)

以不幸にしてこれと時を同じくして、 し不幸にしてこれと時を同じくして、 になる。したがって、地方公共団体の財政の危機的状況はその深刻さの度合いを深めてきている。したがって、地方公共団体の財政の危機的状態はこれから更に年を追うの財政状況はこれから更に年を追うでとにその厳しさを増すものと見込まざるを得ない。国に救済を求めてまざるを得ない。国に救済を求めてまざるを得ない。国に救済を求めても、国にはもはやこれに応える余裕がないのである。したがって、かかる事態に立ち至ったことを慨嘆かかる事態に立ち至ったことを慨嘆かかる事態に立ち至ったことを慨嘆かかる事態に立ち至ったことを慨嘆かかる事態に立ち至ったことを慨嘆がある。

(平成13年6月14日)

第4章 分権改革の更なる飛躍を展

□地方分権や市町村の合併の推進を

めには、国に向けていた目を地域住道を真剣に模索してほしい。そのた自己決定の時代にふさわしい自治の

(中略)

委員会は当初、地方分権推進法の 制定以前の段階において隆盛を極め でいたいわゆる「受け皿論」をこの 際は一時棚上げにし、当面は現行の 際は一時棚上げにし、当面は現行の の下で可能なかぎりの分権を推進 をこの体

(中略)

認識してほしい。

るための有力な選択肢であることを

こうした努力を結実させ

である市町村における自主的な合併住民に身近な基礎的な地方公共団体の積み重ねが必要である。とりわけ底した削減を図るという地道な努力

ては分権改革と同時並行して推進すしかしながら、市町村合併につい

けて 第3章 第2次分権改革の始動に向

りであった。そこで委員会としては、

べしとする声が各方面で高まるばか

の提言――地方税財源充実確保方策について

事項
事項
事項
事項
の理由と考慮すべき
を
を
の
と
を
の
と
を
の
と
を
と
の
と
を
と
と
の
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と</p

て調査審議のそ上に載せることとし

整備及び確立方策の重要な一環とし

市町村合併問題を地方行政体制の

(4)なお、地方分権時代の行政の主役(4)なお、地方分権時代の側においても、少子高齢社会を迎える中、合併及び行政改革の推進等により、新しい時代の地方自治の担い手としてふさわしい行政体制を整備することが併せて必要であることはもちろんである。また、地方行財政運営についても更なる厳しさが求められている。

地方制度調査会

たところである。

な合併の積極的な促進方策を勧告し第2次勧告において市町村の自主的

総会で中間報告をまとめました。 層の推進を図る観点から、調査審議 構造の改革について、地方自治の です。第27次地方制度調査会は、平 のあり方、地方税財政のあり方など 自治体(市町村)、大都市、都道府県 会議員6名、地方団体より6名が参 を求められている首相の諮問機関で の変化に対応した地方行財政制度の 会審議、23回の委員会審議、4回の 成13年11月にスタートし、4回の部 加しています。審議事項は、基礎的 す。委員は、学識経験者が18名、国 総会審議を経て、4月30日の第5回 地方制度調査会は、 社会経済情勢

(次ページへ続く)